

愛媛県西条市（国内 10 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 3 年 12 月 31 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境等

- ① 当該農場は、干拓地に作られた畜産団地の一角に位置する。養鶏団地の北東は幅 10 m の水路と幅 30 m の堤防があり、堤防の北側は海域となる。養鶏団地の南東側は使われておらず、草丈 1.5 m 程度の草地となっている。北西側は麦畑、南西側はソーラー発電地となっていた。
- ② 当該農場は、発生時、採卵鶏を 9 鶏舎で飼養していた。9 鶏舎のうち、3 鶏舎はウインドレス、6 鶏舎はセミウインドレスであり、平飼いの 1 鶏舎を除いて、ケージ飼いであった。
- ③ 敷地内には、空き鶏舎、集卵施設、事務所、倉庫、たい肥製造建屋があった。発生鶏舎は農場の入り口から 5 番目のセミウインドレス鶏舎であり、農場外周を流れる水路には直接面していなかった。
- ④ 当該農場は、他の 2 農場と養鶏団地を構成しており、車両消毒ゲートを 3 戸で共用しているが、車両、従業員、資材等の共用はないとのこと。
- ⑤ 調査時には、農場から約 200 m の麦畑に接する水路内と護岸上に合計約 200 羽のカルガモと約 10 羽のコガモが休息し、護岸上には多数の糞便が付着していた。また、発生鶏舎から約 90 m の水路にはカルガモとコガモがそれぞれ 9 羽認められたほか、ムクドリ約 50 羽、ハシブトガラス約 10 羽、トビ 3 羽を確認した。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、12 月 30 日に、発生鶏舎における死亡鶏の増加が確認されたため、家畜保健衛生所に通報したとのこと。午前中の健康観察時に、発生鶏舎（直立 4 段ケージ、6 列）の 3 列目、入口側の端から 1/3 程度の区画で、死亡鶏の増加が見られ、特に最下段のケージでの死亡が多かったとのこと。また、他の鶏舎を巡回した後、再度、同区画を確認したところ、更に死亡が増加していたとのこと。
- ② 調査時には、発生鶏舎において、最初に死亡鶏が認められたケージの周辺で、百羽以上の死亡鶏が確認されたが、他の鶏舎では死亡等の異常は認められなかった。

3 飼養管理者及び従業員

- ① 当該農場には、飼養管理者及びその家族、並びにパートを含む計 15 名の従業員がおり、鶏舎内作業を行う者そのうち 6 名で、1 名あたり 1～2 鶏舎を担当していたとのこと。なお、すべての従業員は、当該農場に専属である。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 養鶏団地の隅に隣接して出入口が 2 か所あり、1 か所は団地内の農場で共用、1 か所は当該農場専用であった。それぞれに消毒ゲートがあるが、現在、当該農場専用の消毒ゲートが故障しており、当該農場に入場する車両は、団地共用の消毒ゲートで消毒を実施してから入場していた。加えて、冬季は、消毒ゲート前に設置した動力噴霧器で、タイヤ回りを消毒していたとのこと。
- ② 当該農場専用の消毒ゲート（故障中）の通過後に、金属製の門扉があり、農場内外の区分が可能となっていた。
- ③ 隣接農場 1 戸のたい肥処理施設とはフェンス及び道路で隔てられていた。もう 1 戸の隣接農場との間には物理的な境界は存在せず、団地内の道路でつながっていたが、車両や人が往来することはないとのことであった。
- ④ 鶏卵出荷業者等の外部訪問者が入場する場合は、車両消毒後に、持参した長靴への

交換を行っていたが、専用作業着への更衣はしていなかったとのこと。保管伝票等から来場者は把握できるとのことだが、記録簿の記入は行っていなかった。なお、最近、平飼い鶏舎の建設のために工事業者が場内に出入りしていたが、工事区画以外への立入を禁止していたため、車両消毒以外の措置は求めていなかったとのこと。

- ⑤ 従業員は、出勤時、衛生管理区域内に駐車してから、事務所で、農場内長靴への交換、手指消毒を行うが、作業着への更衣は実施していなかった。
- ⑥ 従業員が各鶏舎に入る際には、各鶏舎専用の長靴に交換し、靴底消毒及び手指消毒を行っていたが、各鶏舎専用の作業着への更衣等は実施していなかった。
- ⑦ 各鶏舎の周囲には不定期に消石灰を散布しているとのことであった。
- ⑧ 鶏舎横の飼料タンクへは、衛生管理区域の外から飼料を納入できる構造となっており、タンクの上部には蓋が設置されていた。
- ⑨ 飼養管理者によると、飼養鶏への給与水は地下水を利用しており、塩素消毒を実施していた。
- ⑩ 飼養管理者によると、鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、オールアウト後に鶏舎の洗浄と消毒を行っていたとのこと。
- ⑪ 鶏糞は各鶏舎から鶏糞ベルトで搬出され、各鶏舎の入口側にある一時貯留場所（防鳥ネットなし）に堆積させた後に、ホイールローダーで、たい肥製造建屋に運搬していた。鶏糞を発酵・乾燥させる建屋は複数あるが、いずれも防鳥ネットは設置されていなかった。なお、たい肥製品は業者に販売していたとのこと。
- ⑫ 飼養管理者によると、毎日3回の健康観察時に回収した死亡鶏は、農場内に設置している廃鶏処理機で処理し、処理残渣は鶏糞に混ぜて肥料化していたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 調査時は、農場付近の水路内や護岸上に多数のカモ類を確認した。また、農場敷地内で多数のカラスを、たい肥舎内でスズメを確認した。飼養管理者によれば、敷地内で時々キツネやネコを目撃することがあるとのこと。また、農場内で齧られたような痕跡のある野鳥等を見かけることがあったとのこと。
- ② 飼養管理者によると、鶏舎内で頻繁にネズミを見かけることはないが、ネズミ対策として、専門業者に殺鼠剤の設置を依頼しているとのこと。調査時、発生鶏舎において、ネズミ類のものと思われる糞や齧り跡を確認した。
- ③ 発生鶏舎側面は金網、クーリングパッド、カーテン（2重）によって外界と隔てられていたが、側面下部には小型野生動物が侵入可能と思われる隙間が認められた。
- ④ 各鶏舎から集卵施設に通じる集卵用バーコンベヤーの鶏舎外の部分には覆いが設置されていたが、鶏舎外への開口部には、小動物が出入り可能な隙間が認められた。鶏糞ベルトの鶏舎外への開口部には隙間は認められなかった。